

## 第三者評価結果

### I 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・③・c
<p>保育理念、基本方針については、「保育園のしおり（重要事項説明書）」「全体的な計画」「年間指導計画」「永田保育園概要」等に記載されており、広く周知が図られている。市立保育園共通の保育目標があり「教育・保育ガイドブック」に掲載されているが、園独自の保育目標も策定しており、園内事務室に掲示するとともに、保育日誌に綴って職員がいつでも念頭に置いて保育に取り組めるようにしている。年度末には園長・副園長で見直しをして、次年度に新しくしている。</p> <p>第三者評価の職員アンケートにおける「保育園の理念や方針について会議や研修で取り上げるなど職員の理解を深める取り組みをおこなっていますか」の項目について、概ね「できている」との回答であったが、フリーの保育士の誰もが分かるよう、会議や研修の内容を文章に起こして記録に残すなど、理解を深める丁寧な努力をさらに続けて欲しい。</p> <p>保護者への周知方法に関しては、入園説明会及び転園時に資料を配付している。園としては、保護者に資料を配付しているものの説明は不十分であると認識しており、さらに入園説明会や保護者会、行事等の機会を利用して内容を周知することが望まれる。</p>		

#### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・③・c
<p>園の置かれている状況については、「第2期那須塩原市子ども・子育て未来プラン」「第2期那須塩原市保育園整備計画」や「那須塩原市公立保育園在り方検討会」を通して検討や分析が重ねられている。園としては、一時保育事業を実施する中で地域のニーズを把握しており、2024年度は職員を増員してニーズに応じられるよう対処したところである。</p> <p>園の存続に関しては、現状民営化される予定はないため、社会状況や市立保育園の使命について、園としてもインターネット等を利用する他、市の「福祉計画・地域福祉活動計画」等様々な情報を入手して状況把握をして分析して欲しい。そして、組織目標の実現に向け、さらなる保育の質の向上、保護者ニーズの把握と支援、地域貢献に取組むことが期待される。</p>		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・③・c
<p>園の経営にかかる財務状況等の現状分析は基本的に市で把握しているが、園内における運営状況や改善すべき課題については、園長・副園長や正規職員を中心に職員会議や保育支援システ</p>		

ムで協議したりして周知しており、園の行事については保護者会役員にも課題等を確認したりしている。一時保育については、2023年度の利用状況からニーズが多くなることを見込んで、今年度は担当職員を1名増やしてニーズに対処している。職員間の情報共有に関する課題解決のため、職員会議にフリーの職員も出席してもらうように改善した他、フリーの職員専用のファイルを作り、情報を共有しやすいよう工夫した。

園としては、「職員の勤務体制」「発達支援児の保育」「食物アレルギー児への対応」が現状の課題であると把握しており、「来期に向けて午後勤務できる職員の増員を図る。ウェブ会議を活用して多くの職員に研修参加を呼び掛ける。食物アレルギー児への対応でミスが生じないように、給食調理員と連携を図り、クラス内でもボードに記入し、提供時に声出しをして確認をする。」などの具体的な取組を進めている。

### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・④・c
園の中・長期計画としては、市が作成した「第2期子ども・子育て未来プラン」「第2期那須塩原市保育園整備計画」「保育園における保育の質向上のためのアクションプログラム第3期」があり、それをもとに「永田保育園アクションプログラム（以下、「アクションプログラム」とする）」を作成・実践し、年度末に反省と見直しを行っている。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・④・c
市で作成した中・長期計画（子ども・子育て未来プラン）の内容を反映した「第3期保育園における保育の質の向上のためのアクションプログラム」の中から、園としての単年度の事業計画を策定し、年度末には評価・見直しをしている。		
比較的新しい園舎であるため、修繕等を含む具体的な施設整備事業計画は無く、備品等の保管場所に苦慮している現状があるものの、改善策は未検討となっている。今年度は、廃園となった他の市立保育園からピアノや遊具等を譲り受けており、今後の予定については未定である。今後、事業計画の策定にあたっては、中・長期計画を踏まえた単年度の事業計画であることが誰にも容易に理解できるよう、具体的な成果を文書化するなどして事業計画の充実に取り組むことが望まれる。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・④・c
前年度の各事業の実施状況に対する反省をもとに会議の中で見直しをして、次年度の事業計画を立てる一連の流れができている。行事の計画はもとより、研修計画や各種マニュアルの見直しなど、アクションプログラムの活用により、目的を定めて保育の質の向上に繋げるべく、組織的		

に各分野で改善に取り組んでいる。

園庭および園舎内の「安全マップ」を子どもでもわかりやすいように作成し、定期的に点検や確認をしながら迅速な修繕にも対応し、職員への周知徹底に努め、さらに反省点を次年度に繋げるようしている。園内の壁には手作りのわかりやすい「お散歩マップ」も掲示されている。

2024年度のアクションプログラムにおいても、昨年同様、人事評価・自己評価等で職員がそれぞれの役割について再確認と見直しおよび改善を行い、保育士としての資質向上に努めている。

7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・③・c
---	-------------------------------------	-------

保護者へは、主に行事計画について、年度初めの保護者総会時や各種おたより、また各行事の前に保育支援システムを使っての配信等で丁寧に情報を発信している。保護者に示される事業報告書や事業計画書は、多種多様にある事業の全体像を理解してもらう上でも重要であるが、現状では行事計画が主体になっている。その他の主だった事業（地域交流・健康管理・避難訓練・職員研修等）を欄外に整理して記載することにより、事業計画が単なる行事計画だけでないことが理解される手立てとなるので、今後、事業報告書と事業計画書の記載内容を充実させることを期待したい。

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	④・b・c

保育の質の向上に向けてアクションプログラムで目標を掲げ、職員間の報告・連絡・相談での共通理解を図ることや、研修による専門性の向上を図るための取組を行っている。また、年2回の職員の保育士としての自己評価や、毎年の園の運営全ての自己評価の実施、定期的な第三者評価の受審によって振り返りを行うなどして、質の向上に努めている。園の運営に関する自己評価の実施方法については、クラスごとに話し合い・反省をし、副園長がまとめて次年度に繋げている。

園としては、保育の質の向上の取組として特に重要と考えている事項として、①子ども一人ひとりを大切にする保育、②園児及び職員の安全確保、③職員間のコミュニケーション、の3項目を挙げている。具体的な取組として、①については、子どもの心や行動を理解し寄り添うことを大切にするために、各種会議を充実させ、研修にも参加するようにしている。②については、怪我や修繕に関してヒヤリハット等で報告を受けるほか、不審者・災害対策として訓練を定期的に実施している。③については、園長は話しやすい職場が保育の質を向上させると考えており、日常的に職員同士で密なコミュニケーションを取るよう心掛けている。

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・③・c
---	---	-------

園の自己評価については、毎年園全体で運営及び保育状況について評価・分析を行っている。前回の第三者評価の結果を受けて、評価の高い点や改善が求められる点をまとめ明文化した。そして、前回の評価結果を見て、改善できるところを各自考えるよう伝えて、できるところから徐々

に改善を進めている。今回の第三者評価に際しては、職員全体に取り組み方法等を説明した後、全職員を幾つかのグループに分けて自己評価を実施した。

## II 組織の運営管理

### II-1 管理者の責任とリーダーシップ

第三者評価結果		
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・③・c
園長は、年度当初の職員会議や園内連絡等にて「職務分担表」により自らの役割を明示し、職員全体に周知を図っている。また、組織目標を作成し、職員に周知している。不在時の権限委任については、危機管理マニュアルや非常災害対策計画に明記している。		
4月の園だよりの中で、園長としてのあいさつと共に、2024年度に目指す園のあり方を表明し、園の役割と職員一人ひとりの心構えを明文化することにより、職員に対しても間接的ではあるが、園長としての責任を表明していることが窺える。園長の役割と責任について全職員がより理解を深められるよう、年度当初に限らず、文書や口頭にて説明する機会をさらに設けることが望まれる。		
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・③・c
園長は、園として遵守すべき法令や条例等を正しく理解するために、市から情報を得て様々な研修や会議に参加したり、文書等を読んだりしている。参加後は、内容をまとめたものを回覧して、職員全員にも理解してもらうよう取り組んでいる。雇用関係については例規集を用いて職員に説明し、「明るい職場づくり」等の研修を実施しているほか、防災についても、職員が理解を深められるよう研修や会議等で周知している。園長としては、社会保障制度の改正（社会保険料の扶養基準の見直しの動向等）にも注視しており、理解をさらに深めたいと考えている。		
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・③・c
園長は、組織目標やアクションプログラム、園の目標等で理念を明確にし、職員が保育を行うための姿勢づくりをしている。職員の自己評価表を基に面談を実施し、保育の質の向上に繋がるよう努めている。園長は、随時保育現場にも入り状況を確認し、課題を把握したり分析したりする他、必要に応じてアドバイスを行っている。また、研修計画を通して、職員一人ひとりが学べる体制を構築し、園全体の保育の質が向上するよう取り組んでいる。		
園長は、市の方針で中止された親子遠足に代わるものとして「親子レクリエーション」を企画したり、近隣の小中学校に自ら積極的に働きかけて、交流事業実現に繋げている。今後さらに、保育サービスの質の向上のため、職員も参画して改善策や改善計画の策定が行えるような組織づくりに力を発揮して欲しい。		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・③・c

園長は、適正かつ効率的な予算管理のもと、光熱水費の変動に注視し、増額したものは原因を調査したり、熱中症対策を取りながら必要な節約を職員に呼びかけたりしている。職員の働きやすい環境を心掛け、クラス配置を行ったり、職員の意向を聞きながら保育に必要な備品を購入したりしている。市の方針として保育支援システムを2023年度から実証実験として取り入れており、職員の業務軽減のため、効果的な活用法等を提示するとともに、システム導入による問題点の解決に向けて継続して提言している。

## II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・④・c
<p>必要な福祉人材の確保に関しては、市の「第2期那須塩原市保育園整備計画」で職員の動向を分析し、「定員適正化計画」に則り必要な保育士等の採用計画が進められており、正規職員については計画的に採用している。会計年度任用職員については、2021年度より市保育課が保育士等の募集を行い、各保育園に必要数を配置している。2024年度は民営化、および廃園になった園から保育士が異動ってきて、正規職員や会計年度任用職員のフルタイム勤務が増えた。現状では午後の時間帯の職員の確保が難しいため、継続して市に要望を続けていく予定である。</p> <p>園長は、職員の定着率を上げるために働きやすさが大切であると考えているため、職員に「悩みはないか」「やりづらいことはないか」など都度声をかけ、シフトの相談に乗るよう努めているほか、シフトの組み方もより保育に効果的な方法に切り替えるようにしている。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・④・c
<p>園の総合的な人事管理は市で行っている。正規職員については、市で人事評価制度が導入されており、個人目標を設定し、定期的に園長及び副園長が評価や面談を行っている。会計年度任用職員は自己評価で目標を設定し、定期的に評価や面談を行っている。職員待遇については、正規職員は那須塩原市の例規、会計年度任用職員は「給与制度の概要」に明記されている。</p> <p>会計年度任用職員については、4月に辞令書を渡す際に、別紙（給与制度の概要、労働条件通知書）を渡しており、疑問点があれば個別に対応している。職員から意見等があった場合には、園長、副園長が事実確認し、検討したり改善を図ったりしている。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・④・c
<p>様々な勤務時間の職員があり、柔軟なクラス編成を行っている。正規職員は人事評価制度で、会計年度任用職員は自己評価をもとに定期的に面談を行い、様々な機会を利用して職員ひとり一人の意向を把握しながら働きやすい職場づくりに取り組んでいる。月に1回市総務課で実施しているカウンセリングは、職員誰でも受けることができるため、全職員に回覧して知らせている。通常の残業については正規職員のみが行っているが、会計年度任用職員が勤務時間外に研修を受ける際は、時間外手当で対応している。</p>		

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

[17] II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

a・③・c

正規職員については、組織目標をもとに個人目標を設定し、期首、期末面談で進捗状況を聞き、目標達成度の確認を行い、フィードバック面談を実施している。個人目標の内容について、園長・副園長が必要に応じてアドバイスを行い、組織目標に沿った内容になるよう配慮している。会計年度任用職員については、自己評価表で個人の年間目標を設定し、面談で目標達成度の確認を行っている。また、園長・副園長が保育現場に入った際には、職員に適宜声をかけるなど育成に向けて取り組んでいる。

[18] II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

a・③・c

市の「明るい職場づくり」や「行動指針」の読み合わせで、職員像の明示を行っている。市の人材育成基本方針に基づき、正規職員は市的人事制度により研修受講が計画的に実施されている。会計年度任用職員についても、市内の年齢別研修や県主催の外部研修に参加している。園内研修の年間計画は職員の意見を反映して立てており、全員が参加できるよう日程調整を行ったり資料を配付したりして、教育・研修が実施されている。

[19] II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

a・③・c

正規職員は市的人事制度に基づいた研修を計画的に受講している。会計年度任用職員は、主に園内研修を受講しているが、市立保育園の研修や外部研修への参加も勧めている。研修案内は全職員に回覧して希望者が参加しており、研修機会の少ない職員や、支援児保育に悩んでいる職員等に対しては個別に研修の受講を勧めることもある。会計年度任用職員でも、オンライン研修を活用したり、正規職員と一緒に外部研修に参加できるよう配慮もしている。保育支援システム導入後は、オンラインによる研修を行い、全職員のスキルアップを図っている。研修参加後は各自報告書を提出し、園長・副園長が内容をチェックし、全職員が参考にできるように回覧している。

新任職員については、先輩職員と同じクラス担任になるよう配慮し、適宜必要な助言を行い指導している。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

[20] II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

a・③・c

実習生等の受け入れに関するマニュアルが作成されており、「次の時代の保育士を育てていくことに現場の保育士が関わっていくこと」「実習生の指導という機会を通じて保育士自身も共に育ちあうことができる」「保育士養成校と情報交換ができる」という受け入れの意義が明記され、実習の目的、実習の目標も具体的に記されている。園で受け入れを行う場合には、事前に実習生等にオリエンテーションを行い、実習生等が自身の目標を達成できること、および保育の仕事に夢を持てるよう配慮しながら指導にあたり、実習終了後は反省会を開いてアドバイスもしている。保護者には、実習生が来園する日を保育支援システムで周知している。実習プログラムは副園長が作成し、実習指導担当職員に対して、園長・副園長から実習を指導する者としての心得を伝えている。2024年度は、県内の大学2校から、それぞれ1名ずつの実習生を受け入れている。

## II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・⑩・c
<p>市立保育園すべての事業報告ならびに財務等の情報については、市の広報紙やホームページ上で、毎年度の市政報告書の中で公表されている。園の運営及び詳しい保育内容については、市が作成している「教育・保育ガイドブック」「永田保育園概要」「保育園のしおり（重要事項説明書）」等の印刷物に掲載し配布している。保護者には、「園だより」や「クラスだより」、各種お知らせを保育支援システムで配信し、園の最新情報を伝えている。来園者（見学者）には、園独自のパンフレットを渡している。</p> <p>園としては、第三者評価を受審していることを保護者に伝えてはいるが、評価結果報告書の公表サイトである「とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構」のホームページ内での見方までは詳しく伝えていない。保護者アンケートでも、7割以上の保護者が「知らなかった」と回答しているため、第三者評価を実施することの意義や評価結果について、今後伝え方の工夫が求められる。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・⑩・c
<p>園における事務、経理、取引に関するルールは職務分掌で権限・責任・分担が明確にされており、職員にも伝えられている。保育に関する県の監査が定期的に実施されており、決算については市の担当課において監査が行われている。教材、および日常の設備や物品購入などの際は、市のルールに則って業者を選定して依頼している。市の指導により、ファイリングシステムの導入が2023年度に完了しており、どこに何の書類があるのかが、だれが見てもわかるように管理されている。園の事業と財務について、外部の専門家による監査支援等は実施していない。</p>		

## II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・⑩・c
<p>園の「全体的な計画」の中で、家庭及び地域社会との連携による保育、地域の社会資源を積極的に活用した豊かな生活体験による保育の充実、を掲げている。地域の様々な行事がコロナ禍以降開催されなくなり、子どもが参加することができない状況が続いている。中学生の職場体験や高校生の保育体験等の機会には、子どもとの交流が行われていて、子どもは例年とても楽しみにしており、2024年度から両事業が再開されている。今後、地域との交流を広げる取組について、情報収集や職員からアイディアを募ること等について検討することが望まれる。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・⑩・c
<p>園には、「保育園ボランティア活動受け入れマニュアル」及び「職場体験に参加する方へ」という文書が作成され運用している。地域の学校の教育カリキュラム等への協力については、中学校と高等学校が隣接していることもあって積極的に取り組んでいて、中学生の職場体験・高校生の</p>		

保育体験等の実施依頼に応じて、多くの生徒・学生を受け入れている。2024年8月に市担当課による芸術家派遣事業の一環として「ドラムサークル」(円形に置かれた太鼓を子どもが輪になって一緒に叩いて楽しむ)の実演があったが、一般の個人や団体のボランティアの受け入れ実績は見当たらない。様々なスポーツ・文化関係の団体が活動している現在の社会状況の中で、こうした社会資源を積極的に園の保育活動に活用していくことが望まれる。また、ボランティアの受け入れは市担当課が担うことになっていることから、今後、園長会議等の場で市立保育園としてどのように一般のボランティアを活用していくのか等について、検討していくことが期待される。

#### II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・⑬・c
----	--	-------

園の運営や保育に関する関係機関については、関係機関一覧表が作成済みで、事務室に掲示し必要に応じて活用している。支援の必要な子どもの保育については、療育関係機関と密に連携を図り、情報の共有や子どもの通所・通院の便宜を図る等のサポートをしている。また、職員会議等の場で、言語相談や子育てサロン等の情報について職員に周知し、気になる子どもの保育に役立てられるよう取り組んでいる。ただ、職員アンケートの「社会資源の機能や連絡方法についての職員への情報共有化」の項目では、「出来ていないところがある」との回答が4割強あることから、今後の周知・理解への取組が望まれる。

#### II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・⑬・c
----	--	-------

地域の福祉ニーズの把握については、市の福祉行政の中で、全般的な福祉課題・保育課題・子育て支援課題等の把握をしていることから、園としての取組は実施されていない。園では、通園している子どもの保護者や一時保育利用・園見学等の保護者から相談等を受けることにより、地域の具体的な福祉課題を把握し、必要に応じて関係機関（各保育施設、保健センターや言語相談、ファミリーサポートセンター等）を紹介している。園での取組により把握された様々な福祉課題については、今後の市の福祉行政や園の保育に反映していくことが期待される。

27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・⑬・c
----	--	-------

公益的事業・活動として、例えば地域住民対象の保育に関する講演会・研修会・相談事業の開催や、子育てサロン・園庭開放・災害時の地域支援等の取組は、園としては実施していない。今後は、市の担当課とも協議を行い、公立保育園という立ち位置に配慮しながら、園として実施可能な公益的な事業・活動は何か、職員も交えて議論していくことが望まれる。

### III 適切な福祉サービスの実施

#### III-1 利用者本位の福祉サービス

III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	第三者評価結果
-------------------------------	---------

28	III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	(a)・b・c
<p>子どもを尊重した保育については、全体的計画の中に理念として「子どもの最善の利益を第一に考え、生きる喜びと力を育てる」とあり、「明るい職場づくり」にも、「子どもの気持ちになつての保育・個性の尊重・公平に接する」こと等の内容が明文化されている。年度当初のクラス会議の中で、「明るい職場づくり」、全国保育士倫理綱領、全体的な計画、標準的な保育の実施方法について職員全員で読み合わせを行い、共通理解を図って子どもを尊重した保育の実践を心掛けている。職員は、子どもの人権や文化の違いの尊重・お互いを大切にすることを念頭に保育に臨み、子どもにも折に触れて伝えていて、保護者にもこうした園の保育姿勢について送迎時の話のやり取りの中で伝わるよう努めている。</p>		
29	III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a・(b)・c
<p>保育上必要とされる様々な個人情報については、職員会議で共有を図ったうえで、守秘義務の徹底に努めている。また、職員は、排泄・着替え・プール遊び等の生活場面におけるプライバシー保護に留意しながら保育に臨んでいる。</p>		
<p>しかし、「全体的な計画」の中にプライバシー保護に類する文言がなく、「標準的実施方法」の中にも、様々な保育場面におけるプライバシー保護を前提とした支援方法が明確に示されているとは言い難い。今後、保育園マニュアルや標準的実施方法の中にプライバシー保護の視点を入れ込み、子どものプライバシー保護が徹底されるよう職員の意識を高めるとともに、保育環境の整備に取り組むことが期待される。</p>		
<p>III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>		
30	III-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・(b)・c
<p>保育園利用希望の保護者に対しては、市内全域の保育園の情報が掲載された「教育・保育ガイドブック（市で作成）」があり、市内各所に置かれているとともに、市ホームページにも掲載されている。また、園を紹介した「保育園のしおり（重要事項説明書）」では、より詳細な園の運営・保育の内容が書かれていて、利用希望の保護者にとって分かりやすくなっている。保育所選択に当たり園の見学を希望する保護者には、園独自で作成したパンフレットを渡し、園内を案内し保育内容等を説明したうえで、見学者の質問等について丁寧に説明し対応している。</p>		
<p>園独自のパンフレットについては、現在の様々な説明文に加えて、例えば行事の様子や職員と子どもが楽しそうに遊んでいる場面等の画像を幾つか掲載するなど、実際の保育の状況を見て取れるような内容に向けた工夫を期待したい。</p>		
31	III-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a・(b)・c
<p>入園前には新入園児説明会を実施し、保護者に「保育園のしおり」を使用して園での過ごし方や持ち物、書類の書き方等を説明しているほか、個別に面談を行い子どもの様子について把握している。その後、説明の内容が理解されているかを確認した上で、保護者に重要事項説明書の署名欄に署名してもらう方法を取っている。保育内容の変更等があった場合は、内容を説明し書類を渡している。入園後は、園だよりやクラスだよりを保護者に定期的に配付（保育支援システムによる配信）して、日常の保育の状況を伝えている。保育に関わる日常的な細かい内容の変更や</p>		

緊急の情報については、同様に保育支援システムで一斉配信して周知し、不明な点等の問い合わせにも随時対応している。特に配慮が必要な保護者（例えば、日本語の理解が十分できない保護者）への説明については、対応方法等について定めておくことが望まれる。

32	III-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・⑥・c
----	---	-------

子どもが転園する場合は、転園先に児童票・ゴム印・健康記録・おたよりホルダー・写真等、必要な書類を送付して、保育の継続性が図れるよう努めている。こうした各種の情報を伝達することについては、「保育園のしおり（重要事項説明書）」の、個人情報の保護に関する基本方針の項目の中で、「他の保育園等へ転園する場合、当該園との間で必要な連絡調整を行う場合に、必要最低限の範囲内で個人情報を使用します」と明記しており、保護者からは重要事項説明書への署名をもらっている。

卒園する子どもや保護者向けに、相談窓口や担当者を記載した文書を卒園アルバムに添付しているほか、卒園式の場でいつでも相談等に応じることを伝えている。

保育支援システムについては、今後利用が進んでシステム上に様々な記録等が保存されていくことが見込まれることから、転園や卒園の際にどのように他園や小学校等に伝達していくのか検討しておくことが望まれる。

#### III-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。

33	III-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・⑥・c
----	---	-------

利用者満足の向上の仕組みとして、子どもについては、園での行事やリクエスト献立の計画を立てる際に、子どもの意見を聞きながら、出来るだけ意見や要望を反映して喜んでもらえる内容にするよう努めている。保護者については、大きな行事（運動会・発表会）の後にアンケートを実施し感想や意見・要望を確認しているほか、保護者総会や役員会での意見等を取りまとめて、その後の運営や保育に反映している。また、保育見学を実施していて、その後の個人面談の中でも、各クラス担任が保護者からの相談や意見を聞き取り、保育内容の参考にしている。

第三者評価の保護者アンケートでは、現在の園の運営や保育内容については概ね満足していることが窺えるが、送迎時等に利用する駐車場の狭さと危険性を指摘する回答が多数見受けられる。職員アンケートでも同様の回答が多数出ており、園だけでは解決出来る問題ではないが、市担当課に切実な状況を伝え改善に向けて取り組むことが必要である。

また、現在大きな行事の後に保護者アンケートを実施しているが、保護者総会の出席率が低いことや、子どもの園での状況をもっと詳しく知りたいという保護者の要望も見受けられることから、今後、例えば、保育支援システムを使用した新たな取組を検討し、園の運営や保育内容に対する保護者の満足の向上を図ることが望まれる。

#### III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

34	III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・⑥・c
----	--	-------

苦情解決の仕組みについては、「那須塩原市立保育園における苦情解決に関する内規」が策定されており、「保育園のしおり」には保育内容に関する相談・要望・苦情の項目が明示され、新入園児説明会において園長から保護者に説明が行われている。しおりには、受付担当者を園長、解決責任者を市保育課長とすることと、第三者委員の氏名・電話番号が掲載されている。意見箱は、

保護者が送迎時に利用するカードリーダーの近くに置いているが、苦情等が投函された例はない。送迎時や保護者との連絡の際に、保護者から要望や意見・苦情等が伝えられた場合は、職員は園長及び副園長に必ず報告し対応している。また、詳しく保護者からの話を聞く必要がある場合は、相談室等の設備がないため、事務室の外から見えにくい場所等を利用するなどの工夫をしている。苦情に該当する案件は今年度1件あったが、クラス担任と副園長で対応し、保護者の理解を得て解決している。第三者評価の評価基準及び市の内規には、苦情内容及び解決結果等を公表することとなっており、今後の取組が望まれる。

35	III-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・⑬・c
----	--	-------

「意見・相談・質問受け付け保護者対応マニュアル」が策定されており、保育園のしおりの説明の際に、いつでも相談や意見を受け付けることを保護者に伝えている。「苦情・意見を受け付けています」という掲示物には、相談や意見を述べられる相手を複数名記載しており、意見箱の近くにはメモ用紙を置き、自由に記入し箱に入れられるようにしている。第三者評価の保護者アンケート自由記述欄には、「先生方がきさくで心配事や悩んでいることを相談しやすい」「育児の相談にたくさん乗ってくれる」「質問に丁寧に回答してくれる」「保育や子育ての専門的知識があり安心して預けられる」等の意見が多く寄せられていて、保護者が職員の対応や保育の姿勢に信頼感を持っていることが窺える。

保護者からの相談や意見を聞く際に相談室等の設備がないため、事務室の外から見えにくい場所等を利用するなどの工夫をしているが、今後保護者が安心して話ができる環境の整備が望まれる。

36	III-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	Ⓐ・b・c
----	---	-------

「意見・相談・質問受け付け保護者対応マニュアル」の内容に従って、職員は保護者との信頼関係を築けるよう言葉遣いや態度に気をつけて対応に当たっている。保護者からの意見や相談は、送迎時の会話や保育支援システムを通じてクラス担任が主に受け付けていて、速やかに対応しているが、内容によっては園長や副園長に伝え一緒に対応するようにしている。また、相談内容や回答状況については、クラス日誌に記録し内容別に統計を取り、必要に応じて職員間で情報共有をしていて、その後の保育に反映して質の向上を図るよう取り組んでいる。

### III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

37	III-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・⑬・c
----	---	-------

「危機管理マニュアル」が策定されていて、施設・設備の安全及び保育上の安全確保・危機回避について定められている。安全マップをもとに、定期的に危険なところを確認し改善をしており、お散歩マップには注意点等が記載されていて、必要に応じて散歩コースの点検を行い、写真入りで留意点等を記録し再確認をしている。午睡時の安全管理マニュアルをもとに、乳幼児突然死症候群（SIDS）等の午睡時の事故防止の徹底を図っており、ヒヤリハットの記録内容は、職員会議等の場で職員間の共有を図っている。交通安全年間計画が作成されていて、クラスごとに毎月のねらい・指導内容を設け、実施内容・反省等を記録し、子どもの交通事故防止に取り組んでいる。救命救急措置については、園内研修として全職員が学習を行い、緊急時に迅速かつ的確に対応できるように作成されたアクションカードによる訓練を実施している。現在園長が研修

で学んできた「FMB（ファーストミッションボックス）」（災害時にそこにいる人で確実に行動するための様々なツールを収納する箱）の作成に取り組んでいる。今後も、園の運営や保育における危機管理の更なる徹底が期待される。

38	III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ
----	--	-------

「感染症対応マニュアル」「食中毒対策マニュアル」が策定されており、感染症が発生した場合はマニュアルに沿って、迅速かつ的確な対応を行っている。感染症予防のためのうがいや手洗いを徹底しており、嘔吐等の処置については、職員が外部研修に行き知識や情報を習得したり、園内研修を職員全員が受講するなど、安全確保のための取組を実施している。感染症にかかった子どもの発生を園で確認した場合は、掲示板や保育支援システムにより、速やかに保護者に知らせている。「保育園のしおり」には、子どもや家族が感染症にかかった場合の対応について記載されているが、治癒した時の書類が変更になったため、保育支援システムで知らせている。保護者から「どのクラスの子どもが何人くらい感染症に感染しているか」等、より詳しい情報提供を望む声があることを園としては承知しているが、個人情報保護の観点から具体的な状況は伝えておらず、対応の難しさを感じている。園としては、今後も、感染症予防や発生時における子どもの安全確保の徹底に、より一層取り組みたいと考えている。

39	III-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	ⓐ・ⓑ・ⓒ
----	--	-------

「非常災害対策計画」「自然災害対策計画」「消防計画」「災害時給食対策マニュアル」等の災害対策の計画・マニュアルが策定されており、様々な災害を想定した避難訓練を毎月実施して、子どもの安全確保のための取組を行っている。また、最近の不穏な社会状況を考慮し、「不審者侵入訓練計画」を作成し、対応フローチャートに沿って訓練を実施している。災害に備え、飲料水・食料・おむつ・衛生用品等の備蓄をしている。今後、災害時の子どもや保護者・職員の安否確認方法の確立や、地域の関係機関や自治会等との連携による各種訓練の実施について、検討していくことが期待される。

## III-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	III-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	ⓐ・ⓑ・ⓒ
市立保育園共通の「標準的な実施方法」は、年度初めにクラスごとに読み合わせを行い確認している。標準的な実施方法は各クラスの記録簿に各種指導計画・日誌とともに綴じられている。「安全マップ」「水遊び」「早遅番保育マニュアル」等についても、園独自の環境や設備に応じた手順や留意事項を文書化している。実施されている保育については、定期的な保育の評価や会議等で確認し、日々の保育の中で園長・副園長からアドバイスを行っている。園には様々な勤務形態の保育士があり、すべての保育士への標準的な実施方法の周知が十分でないと捉えているので、今後は保育の標準的な実施方法について、周知徹底する方策の検討が期待される。		
41	III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	ⓐ・ⓑ・ⓒ

市立保育園共通の標準的実施方法については、各園で年度末に見直しを行い、副園長会議で見直しを行っている。園独自のマニュアルは、年度末に担当者を中心に見直しを行い、新年度に新担当者が作成し全体に周知している。また年度途中でも必要に応じて適時見直しを行い、変更をしたときは園全体に周知し、保育に活かせるようにしている。「早遅番保育マニュアル」については、職員や保護者の意見等を反映し作成している。今後も、職員や保護者の意見や提案、そこから導き出された課題、さらに変更の過程を記録することも含めて、標準的な実施方法の検証・見直しが行われることを期待する。

III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

42	III-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a・⑬・c
----	--	-------

年齢別の年間指導計画は、年度初めにクラス担任が園の「全体的な計画」に沿って作成し、園長と副園長が確認している。必要に応じて園以外の関係者と合議し、園内での検討会議を行い、様々なケースに対し適切な保育の提供を行えるよう取組んでいる。3歳未満児や支援が必要な子どもについては個別計画を作成している。

新入園児の面接と年1回の全園児の個別保護者面談を行い、定められた様式に記録し児童票に綴っている。個々の子どもの状況や保護者の意向、具体的なニーズや支援内容（情緒面と家庭環境の変化・保育士の対応など）については、児童票の「子どもの成長と保育の経過」や面談票に記録しているが、書き手によって記入内容に差が見られる。今後はアセスメントの手順や支援・配慮内容を含む記録方法を明確にし、保育士の理解を深め、更にアセスメントにもとづく適切な指導計画の作成に活かせるよう期待する。

43	III-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・⑬・c
----	------------------------------------	-------

年間指導計画は年4回の期ごとに評価・見直しを行い、年度末に各種計画（アクションプログラム・クラス保育・行事・食育・保健・安全等）や保護者支援、地域交流等を含め評価し、園全体の評価に繋いでいる。月の指導計画はクラス会議や必要に応じて乳児会議と幼児会議で評価し、翌月の計画とともに園長・副園長に提出して、具体的な評価とアドバイスを受けている。緊急に変更された計画等は園長・副園長に報告し、保育支援システム内の連絡や口頭での伝達などで日々周知を図っているが、園としてはさらに仕組みの整備が必要と考えている。

保護者の意向把握や同意を得るための手順等は、個人面談や連絡帳、送迎時の会話等で行っているが、全体的にまだ十分ではないと捉えている。今後は保護者の意向把握と同意を得るための仕組みを再確認し、職員に周知し実施することが期待される。

III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

44	III-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・⑬・c
----	--	-------

保育日誌や児童票、給食関係、安全点検、健康管理関係等の記録は、統一された様式に記録している。記録の内容や書き方に差異が無いよう記入例を作成している。各会議録等については議事録を回覧し周知している。日々の子どもに関する情報は、保育支援システムで各自確認することになっているが、タブレットがクラス1台のためクラス担任間の情報伝達が必要となっている。また担任以外の職員に対して必要な情報が確実に共有されているかの課題も出ている。現在、保育支援システムと早遅番連絡ノート、フリー職員と短時間勤務職員用の会議録を別途作成し、園

内情報の共有の徹底を図っている。今は保育支援システムへの移行期であり、今後記録の方法も変更になると踏まると、各記録が適切に行われ職員間で共有できるよう、更に市立保育園全体で検討を進めることを期待する。

45	III-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・⑥・c
----	------------------------------------	-------

市の「文書取扱規程」及び「個人情報保護条例」に沿って、記録の保管、保存、廃棄、情報の提供を行っている。保育支援システムについては、市立保育園に導入して日が浅いため、タブレットの少なさなど課題も出ており、市の担当課と検討しながら進めている状況である。園状況・連絡ノート・お知らせ等や保育士間の子どもの状況の引継ぎ等について、更に職員や保護者が保育支援システムを利用しやすくなることを期待する。

個人情報保護については、「就業規則」とともに「守秘義務の遵守」を文書化し、職員は年度初めに確認するようにしている。保護者には「保育園のしおり」で、個人情報の利用基準や園で撮影した写真の使用要件、保護者が撮影した動画や写真の取扱いについての注意など、個人情報の保護に関する基本方針を示している。今後は、保育支援システムで文書管理をすることになるので、個人情報の取扱いに関しては、年度初めに限らず、職員や保護者への説明の機会を作ることを期待する。

## A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a・⑥・c
市立保育園共通の「全体的な計画」を基本に、子どもの発達や家庭の状況、地域の状況等を考慮して園の「全体的な計画」を作成している。市共通の「全体的な計画」の見直しは、副園長会議で各保育園の動向や改善を参考に評価、検討し、園長会議で改訂するという過程を経て行われている。年度末には、クラス保育の評価・アクションプログラムの評価・個々の保育士の評価・職務担当の評価・保護者との連携や研修を含め園全体の評価を行い、翌年度の「全体的な計画」の作成に繋いでいる。年度の評価から長時間保育の対応を再検討し、遅番保育年間計画（乳児・幼児）を別途作成し保育を行っている。今後は園の特色を生かし創意工夫した全体的な計画になるよう、園全体の評価結果の記録方法を含め仕組みの再検討を期待する。		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a・⑥・c
園舎は2015年に新築され、床暖房や冷暖房が完備されており、24時間の換気が行われている。園庭は広くのびのび遊べる環境になっているが、園庭にはほとんど日陰がなく、夏場は屋根の縁からでるミストや日除け等を利用している。職員は衛生管理チェック表や遊具点検表を用いて定期的に確認を行い、換気や室内と玩具の消毒を徹底することにより、安心安全な環境整備に留意している。園としては時に子どもが一人でくつろぎ、落ち着ける場所を作りたいと考えて		

いるが、現状では難しく手作りの衝立等を利用して対応している。また建物内に収納場所が少ないとのことと、廊下に家具・段ボール箱等が置いてあるが、日常の保育面での安全確保や防災上の観点からも検討が望まれる。

A③	A-1-（2）-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	(a)・b・c
----	---	---------

日々の保育や連絡帳、送迎時の保護者との対話、個人面談等で、子ども一人ひとりの心身の発達状況や家庭環境、生活リズムを把握し、それぞれに合った保育を行っている。一人ひとりの子どもを受容するため、援助方法や配慮の仕方をクラス会議や全体会議、園内ケース会議で検討し、日々の保育の中で園長・副園長のアドバイスを受けて対応している。保育士は子どもの欲求や内面を理解し、子どもの状況について話し合い共通理解を図ることを大切にしている。市立保育園の年齢別研修において「不適切な保育」について学び、職員間でも子どもへの言葉かけや接し方を振り返っている。

保護者アンケートには、「子ども一人ひとりを見てくれるのが伝わる」「子ども中心に（一番に）考えている」「その日の気分や体調面などに合わせ一人ひとりに合った保育を行っている」「どんな特性のある子でも温かく受け入れてくれる」等の意見があり、園では子どもを大切に保育していると保護者が感じていることが窺える。

A④	A-1-（2）-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a・(b)・c
----	---	---------

各年齢で身に付ける基本的な生活習慣については、子ども一人ひとりの発達に合わせ、家庭環境に配慮して取組んでいる。保育士は子ども自身がやろうとする気持ちを育み、「できた」という満足感や次への意欲が持てるよう励ましの言葉かけや援助を行っている。「手の洗い方」「ハンカチの扱い」等について具体的な絵を掲示し、水道の蛇口の形状に合わせ開閉について知らせるなど細かく配慮している。保護者に対しては基本的な生活習慣を身につける時期や対応についておたよりの中で知らせているが、保護者アンケートからは個別の状況を知りたいとの保護者の希望も窺える。今後は一人ひとりの状況を保護者と更に共有し、基本的な生活習慣を身につけられるよう、それぞれの子どもに合わせた援助が行われることを期待する。

A⑤	A-1-（2）-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a・(b)・c
----	---	---------

子どものやりたい気持ちや達成感、意欲を育て、子どもが自分の意思を出せるよう留意し、子どもが様々なことに興味を持ち、体験・経験が出来るよう環境を整備している。保育士は子どもが自分を主張することや、相手に譲ること、相談しあうことができるよう、決めつけるような話し方や指示する言葉に気をつけて保育をしている。子どもが進んで身体を動かすことが出来るよう、毎日の体操集会や外部講師によるサッカー教室、運動遊び教室の開催をしている。また近隣の散歩や芋ほり遠足・お別れ遠足等で自然とのふれあいや、地域の人たちに接する機会にしている。異年齢児の交流は、早遅番保育の中で日常的に行われているが、幼児組は月1回計画的に実施している。園としては更に子どもが自分の思いを表現できるよう、環境の整備に取り組んで行きたいと考えている。

A⑥	A-1-（2）-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	(a)・b・c
----	---	---------

一人ひとりの子どもの発達や家庭状況に沿った個別計画をたて、衛生や安全面に留意して環境整備を行い保育している。毎月新しく入園する子どもがいて、月齢差があるので、その日の子どもの状態をよく把握し、個々の生活リズムに合わせ落ち着いて過ごせるよう配慮している。日々の子どもの状況や配慮事項等について保育士間で常に情報の共有をしている。保育士は命を預かっているという思いを持ち、穏やかに応答的にかかわることを大切にしている。保護者とは、保育支援システム内の毎日の連絡帳や送迎時の会話で子どもの状況等を伝え合うことを大切にしている。離乳食については調理員と日々連携して進めている。離乳食について様々な考え方がある時代になり、保護者と園の取り組み方に違いが見られるため、保護者と話し合いながら子どもにとって良い方法で進めるよう取り組んでいる。

A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・⑥・c
----	---	-------

1歳児は18名のクラスで、月齢の幅があり身体的にも個人差があるため、月齢で2グループに分け保育をしている。それぞれの発達に合わせ保育の流れや活動の内容を工夫し、合同で行なう活動も行っている。保育士は子どもの気持を受けとめ、いやいや期を考慮し見通しを持てるような言葉かけを心掛けている。2歳児については、身の回りのことを含めやりたい気持ち、言葉で伝えること、話を聞くことを大切にしている。保育士は出来るだけ子どもの意思を確認することに留意し、静と動の活動や集団での活動をするなど配慮し、様々な経験をさせたいと考えている。保育士は定期的にクラス会議や必要に応じて乳児会議を行い連携し対応している。保護者とは保育支援システム内での連絡や送迎時の会話、クラスだより等で情報を共有しているが、保護者アンケートからは園での日常生活が知りたいとの意向が窺えた。担任が直接会える機会が少ない保護者もあり、年齢的に子ども自身が伝えることが難しいので、日々の様子を周知する方法を更に検討することが望まれる。

A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・⑥・c
----	--	-------

3・4・5歳それぞれの発達の特徴を踏まえた年齢別の指導計画を作成し、一人ひとりの子どもの発達や家庭状況に合わせ保育をしている。保育士は子どもが生活と遊びを通して自主的に、自信をもって活動に取り組めるよう環境を整備し援助をしている。また、協同して行う遊びの中で仲間意識が育ち、相手の気持ちを知ることができるよう様々な活動を行っている。感染症の配慮をしながら現在できることを検討し、園外活動（芋ほり遠足・お別れ遠足等）や外部講師による運動遊び、サッカー教室、A L T（外国語指導助手）との交流などを実施している。1クラス4～6名の担任が配属されていることから、クラス内の情報共有を図るために定期的なクラス会議や随時話し合いを実施するなどの取組を行っている。クラス会議では、常に一人ひとりの子どもへの援助について検討し、保育士の対応についてもアドバイスを行い合うようにしている。また幼稚会議や定期職員会議で情報を共有しているが、職員人数が多いので情報共有の難しい状況も窺えた。保護者には毎月出席ノートに子どもの様子を記入し、年4回のクラスだよりや行事の写真掲示等で園生活や子どもの様子を伝えているが、保護者が子どもの日々の様子を知りたいと思っていることがアンケートから窺えるので、今後さらに保護者との情報共有について検討することが期待される。

A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、 保育の内容や方法に配慮している。	a・⑬・c
<p>園は、支援が必要な子どもの保育に積極的に取り組んでいる。子どもが集団の中で安心して楽しく生活し成長できるよう、個別に指導計画を作成し、職員間で保育の統一を図っている。子どもの個別支援や落ち着いて過ごすための環境（施設・設備等）が十分整っていない状況だが、職員の手作りの衝立を利用し、遊ぶ時間を分ける等工夫し対応している。支援が必要な子どもの保育については、専門機関・医療機関等と連携を図り助言や指導を受け、職員会議やクラス会議等で検討し対応方法を共有している。保護者とは送迎時の会話や必要に応じて連絡ノートを利用して、子どもの様子や家族の思いなどの情報交換を行っている。園では支援が必要な子どもの入園が多くなり、集団の中での保育内容や方法について、現状を踏まえた支援を市立保育園全体で検討していく必要があると考えている。今後支援が必要な子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、保護者全体の理解を深める取組を更に行うことを期待する。</p>		
A⑩	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、 保育の内容や方法に配慮している。	⑭・b・c
<p>早遅番保育や土曜日保育を含め、年齢構成や人数に応じて保育室や職員配置を検討し、保育環境を整えて、子どもが落ち着いて生活できるようにしている。遅番保育については、「子どものすがた・ねらい・養護・教育・環境構成・子育て支援（保護者支援）」について年間指導計画（乳児・幼児）を作成し、期ごとに評価している。早遅番保育担当として毎日同じ保育士が入っており、子どもの状況がわかることで、変化にも気づきやすくなっている。支援の必要な子どもの長時間保育に対しても、個々に配慮が行われている。また1歳児については人数や月齢差を考慮し、2クラスに分けて保育をするなど、子どもの状況に合わせゆったりとした環境で過ごせるよう取組んでいる。保育担当が1日の中で時間によって代わることを考慮し、情報の共有や保育士間の連携を重視して、早遅番連絡ノートを活用し正確な伝達を心掛けている。</p>		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育 の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・⑬・c
<p>幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の項目を設けて年間指導計画を作成し、一人ひとりの発達に合わせ、ねらいや援助の仕方を検討している。保育士は子どもが自分の思いを相手にわかるように伝えること、相手の思いを受け入れることが出来るよう、話を聞くことを大切に支援している。遊びや生活の中で文字や時間等に興味・関心を深める活動や、集団遊びの中で役割を分担する活動なども取り入れている。また学校生活で行っている活動（スピーチ等）を、園の朝の会で行うなど、学校生活を疑似体験できる機会を作っている。近隣の小学校との交流が感染症予防のため中止になっていたが、現在は小学2年生の町探検での来園や、年長児の学校見学訪問等が再開している。小学校には児童要録やリレーシートが引き継がれ、幼保小連絡協議会での意見交換や各小学校との連絡の中で情報の共有を行っている。</p>		
<p>保護者とは個人面談の中で就学について話を聞き相談を受けているが、さらに保護者が子どもの就学への見通しをもって子育てができるような取組が期待される。</p>		
<p>A-1-(3) 健康管理</p>		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	⑭・b・c
<p>「年間保健計画」や健康に関するマニュアルに基づき、子どもの安全と健康の管理を行ってい</p>		

る。保健計画は年度末に見直しを行い、新年度の担当者が作成している。子どものアレルギーを含む持病・既往歴・対応についての記録を作成し、変更があるときはその都度見直しを行い、職員全体に周知して共有しいつでも対処できるようにしている。日々の子どもの様子は保育支援システムに記録することになり、毎朝全園児の連絡が確実に取れるようになっている。園としては、一日の中で子どもの担当保育士が交代するため、健康状況の共有と連携に早遅番連絡ノートを利用するなど、保護者に情報が確実に伝わるよう留意している。また園内で季節ごとに嘔吐処理や心肺蘇生について研修も行っている。保護者には年4回ほけんだより（保健衛生担当保育士が作成）を発行し、子どもの健康に関する情報や園の取組を周知している。保育中の発熱やけがの処置、保護者への連絡等、体調変化への対応について、保護者アンケートでは90%近くが「十分」と回答している。園としてはさらに職員間や保護者と情報を共有し、健康管理に取り組んでいきたいと考えている。

A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a・⑬・c
----	-----------------------------------	-------

園で実施する健康診断（内科・歯科・眼科・尿検査等）の結果は職員に周知し、日々の健康管理に繋いでいる。保護者には書面で通知し、必要に応じて治療等を促している。健康診断当日受診できなかった場合は、後日、嘱託医院で個別に受診できるシステムになっているので、全員が受診できるよう保護者に働きかけている。日々の保育の中で、絵本や紙芝居等で歯磨きや食事の大切さを伝えている。

A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a・⑬・c
----	--	-------

保護者からの「アレルギーについての問診票」の提出により、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に従って適切な対応をしている。アレルギー対応食については、医師の「アレルギー疾患生活管理指導表」に沿って、保護者と担任、調理員、園長が話し合いを行い、アレルゲン除去献立を提供している。対象となる子どもについては「食物アレルギー緊急対応フローチャート」を作成し、必要に応じて薬を預かり、緊急時に対応できるようにしている。また状況の変化があれば、隨時保護者と連携し話し合いを行い適切な対応をしている。誤配膳や誤食がないよう、専用のトレーを利用して調理員と担任間で確認し合い、着席するテーブルにも留意している。園としては、他の子どもや保護者にアレルギー疾患や慢性疾患についての理解を図る取組が十分ではないと捉えており、今後の取組に期待したい。

A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a・⑬・c

「年間食育計画」や各クラスの指導計画の中で「食育」を位置づけ、子どもが様々な食材や調理する人へ感謝の気持ちを持ち、マナーを知り、楽しく食事をすることを目指し取り組んでいる。子どもが食について関心を深める取組の一つとして、野菜（オクラ・ピーマン・キュウリ・人参等）の栽培やサツマイモ掘り遠足等を行っている。今年度は好き嫌いが多い3歳児に、市の栄養士から話をしてもらうことにより、子どもから「食べてみようかな」との声も出ている。園全体で行うバイキング等の会食は、感染症流行の予防のため制限しているが、今後状況により工夫して行いたいと考えている。献立は市共通であるが、誕生会には各園のリクエスト献立、クリスマス会やお別れ会では子どものリクエスト献立を提供している。市の献立表には季節の食材や献立

レシピが載っているが、園としての食育だよりは作成していない。保護者アンケートからは、家庭での食育実践に繋がる園の取組について半数以上が「十分でない」と捉えている。保護者に食事について関心を持ってもらうよう、子どもの食事の様子や給食の内容、レシピ等を伝えるなど園でさらに取組むことを期待する。

A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を供している。	a・⑥・c
----	--	-------

「那須塩原市立保育園調理施設衛生管理マニュアル」に基づき、食中毒や異物混入を予防するため、「衛生日常点検表」「調理従事者体調点検表」等により点検や記録を行い、安心安全な食事を提供している。また職員全体で配膳や食事時の衛生管理を実施している。市の栄養士が年2回程度来園し、調理状況や子どもの食事の様子を見る機会も設けられている。調理は委託業務になっているが、調理員が子どもの食事の様子を見ることや、子どもから食事の感想を聞くなどの機会を設けている。毎月の園の給食会議で残食の記録や検食簿・喫食簿の記録を検討し、市内給食会議での献立作成や調理方法等の見直しや改善に反映させている。園では、子どもの食事について現状を把握し、美味しい給食の提供に取り組んで行きたいと考えており、今後の取組に期待する。

## A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a・⑥・c
保護者に対しては、「保育園のしおり」や「保育目標」を配付しており、「園だより」で園の運営全般、「クラスだより」で保育の目標や実施内容等を伝えている。また、「ほけんだより」「安全だより」「食育だより」等の配付（保育支援システムによる配信）を通じて、園での保育の状況を伝えていて、行事の時の子どもの様子を業者に撮影してもらい、保護者に写真を提供する取組も行っている。送迎時や保育見学後の個人面談の際に、子どもの状況を保護者から聞き、園での子どもの様子を保護者に伝えて、お互いの共通理解に努めている。遠足を中止しているため、幼児組だけであるが、親子レクリエーションとして折り紙を企画して親子で触れ合う機会を設けており、家族同士の交流も行われている。		
園では、保育支援システムの導入により、家庭との情報交換がスムーズになった、と認識しているが、導入によるデメリットが生じていることも予想されるため、今後検証を行って保育支援システムの活用を図ることが望まれる。保護者からは「園の先生は話しやすい、相談しやすい」という、第三者評価アンケートの回答が多数あり、今後も家庭との連携を強めていくことを期待したい。		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a・⑥・c
職員は、送迎時に保護者とコミュニケーションを図ることを大切にしていて、保護者が話しかけやすいように配慮しており、なかなかコミュニケーションが取れない場合は、保育支援システムを利用して情報を伝えたりしている。年1回、保護者の保育見学の機会を設け、その際に個人面談を行って、保護者からの相談等に応じている。保護者から相談があった場合は、真摯に対応し、その		

内容を子育て相談記録簿に記入している。内容によっては、職員会議の場で状況を伝え、職員全員で共有し対応するようにしている。また、相談内容によっては、必要と思われる相談機関を紹介する場合もある。相談を受けた職員が適切に対応できるよう、子育てに関する知識やスキルを高めるための研修や上司による助言体制を充実していくことが望まれる。

A⑯	A-2-（2）-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a・⑥・c
----	--	-------

「保育園マニュアル」の中に子どもの虐待防止の項目があり、虐待の分類や定義を明文化し、対応の流れをフローチャートで示している。職員は、子どもや保護者の様子に注意を払い、傷があつたり気になる発言があつたりした場合は、園長に報告の上子どもの傷やあざ等の写真を撮り状況を記録した書面を作成し、保護者に状況を確認して、継続的に見守りを行うこととしている。しかし、状況的に見て虐待の疑いが濃厚な場合は、市担当課に報告し、必要に応じて児童相談所に通告している。「保育園のしおり」の配付や啓発ポスターの掲示を通して、保護者にも虐待防止を周知している。職員に対しては、年度当初に「児童虐待対応の流れ」の説明を行い、虐待防止の研修に参加した職員の報告を回覧して職員への周知を図っている。子どもの虐待防止には、保育園の果たす役割には大きなものがあるので、今後、園独自に職員への研修（例えば、近隣にある県北児童相談所職員による研修等）を実施するなど、虐待防止の取組を強化していくことが望まれる。

### A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-（1）保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑰	A-3-（1）-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・⑥・c

正職員については、市の人事評価の項目の中で保育実践の自己評価を行い、園長・副園長の面接による助言や指導等を通して、保育士としての専門性と資質の向上を図っている。会計年度任用職員については、自己評価と面談を実施している。保育士は、月案や日誌で保育の振り返りを行い、反省を記入しており、月案の反省に対しては、副園長が助言を記入し次の目標に反映させている。また、年度末には、園の保育全体の振り返り・反省を行い、それをもとに次年度のアクションプログラム作成や、保育内容の見直し等に繋げている。会計年度任用職員もクラス担任を担っている現状があり、保育実践の改善や専門性の向上が必要と思われる所以、会計年度任用職員に対して正職員と同様の評価手法を導入することについて、市担当課と協議していくことが期待される。